

基山町立基山小学校  
いじめ防止基本方針

令和7年8月

基山町立基山小学校

## 目 次

I	基山小学校いじめ防止基本方針の策定	1
1	策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
II	基山小学校がいじめの防止等のために実施する施策	2
1	いじめ問題対策委員会の設置	2
2	基山小学校における取組	2
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめ事案への対処	
(4)	教職員の研修等	
(5)	関係機関等との連携	
(6)	学校運営改善の支援	
III	重大事態への対処	4
1	教育委員会又は学校による調査	4
(1)	重大事態とは	
(2)	重大事態の報告	
(3)	調査の趣旨及び調査主体	
(4)	調査を行うための組織	
(5)	事実関係を明確にするための調査の実施	
①	いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合	
②	いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合	
(6)	その他の留意事項	
2	調査結果の提供及び報告	5
(1)	いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供	
(2)	調査結果の報告	
3	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	6
(1)	再調査	
(2)	再調査の結果を踏まえた措置	
V	基本方針の見直し	6

## I 基山小学校いじめ防止基本方針の策定

### 1 策定の意義

いじめは、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、命の尊厳に係わる問題であることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むことが必要である。

このため、基山小学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条に規定するいじめ防止基本方針及び佐賀県いじめ防止基本方針を参酌し、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、基山小学校いじめ防止基本方針を策定する。

### 2 いじめの定義

法第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義をされている。

本校では、「おどす」「かくす」「たたく」に類する行為については、いじめと捉えて対応する。

「児童等」とは、基山町立小学校に在籍する児童を指す。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動や塾・スポーツクラブなど当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、すべての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、いじめの防止に取り組むことが必要である。
- ② いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童等が十分に理解できるようにすることが必要である。
- ③ いじめを受けた児童等の生命、心身を保護することを第一義に、いじめ防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民及びその他関係者の連携の下、相互に協力して継続的に取り組む必要がある。

## II 基山小学校がいじめの防止等のために実施する施策

### 1 学校いじめ問題対策委員会の設置

基山小学校は、法第22条の規定に基づき、拡大いじめ対策委員会（22条委員会）及び校内いじめ対策委員会を設置する。

校内いじめ対策委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当主任、学級担任とする。ただし、状況に応じて養護教諭を委員として加える場合がある。また、重大事態に至るようないじめ事象が起きた場合には、拡大いじめ対策委員会を設置する。校内委員会に外部委員（学校運営協議会委員1名、スクールカウンセラー1名、PTA代表1名）を加える。

学校いじめ対策委員会の役割は、次のとおりである。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 2 基山小学校における取組

#### (1) いじめの未然防止

- ① いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象にいじめに向かわせないための防止に取り組む。
- ② 児童等に、困ったときや悩みがあるときは隠して耐えるのではなく、「困った、助けて」と適切な援助希求ができるように促す。
- ③ 授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級風土をつくり、傍観者の中から勇気をふるっていじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるための取組を行う。
- ⑤ いじめの背景にあるストレスなどの要因にも着目し、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ⑥ 教職員の言動が、児童等を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑦ インターネットで発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえ、インターネット上のいじめを防止するために、児童等や保護者に対する啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員はこれらのことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を行い、児童、保護者ともに相談しやすい体制をつくる。

(3) いじめ事案への対応

- ① いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ② いじめが確認された場合は、被害児童等を守り通すとともに、不安などの心情を取り除き、児童等への継続的なケアを行う。
- ③ 加害児童等に対しては、再発防止に向けて適切に指導するとともに、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下、毅然とした態度で指導を行う。
- ④ 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。
- ⑤ いじめ（ネット上のいじめを含む）が犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署や法務局に通報し援助を求める。これらについては、教育的配慮や被害児童等の意向への配慮の上で対応する。
- ⑥ いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。

(4) 関係機関との連携

- ① 必要に応じて、児童相談所、病院、警察及び法務局などの関係機関と適切な連携を図る。
- ② 適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 教育委員会又は学校による調査

##### (1) 重大事態とは

法第28条第1項に「重大事態」とは、次のように明記されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等が、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる必要がある。

##### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告し、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告する。

##### (3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条第1項の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ② 学校から報告を受けた教育委員会は、その事案の経緯や特性を考慮し、調査を行う主体について判断する。
- ③ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会において調査する。
- ④ 学校が主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行う。

##### (4) 調査を行うための組織

- ① 学校が、重大事態に係る調査を行う場合は、速やかに、法第22条の規定による拡大いじめ対策委員会（22条委員会）にて調査を行う。
- ② 教育委員会が、重大事態に係る調査を行う場合は、速やかに、基山町いじめ問題対策委員会を招集し、調査を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査の実施が必要である。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

当該児童等の保護者の要望や意見を十分に考慮し、速やかに、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(6) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

教育委員会及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「このような事態になったのはこれまでのいじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点をもち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

② 情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

### 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査結果について再調査を行う。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## IV 基本方針の見直し

国は、3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、基山小学校においても、基本方針が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

令和7年8月26日改定